

**0.5%利子補給で更にお得な制度！！マルケイ資金をご活用下さい！！**

～小規模事業者経営改善資金融資（マルケイ資金）利子補助制度のご案内～

マルケイ資金は、鳥栖商工会議所の推薦に基づいて、日本政策金融公庫が無担保、無保証人、低利で  
ご融資する制度です。

平成25年度より、更に借入利子の一部を補給する制度を施行しました。

対象者：平成25年4月1日以降にマルケイ資金の融資を受けた事業主様

補給率：借入利率の**0.5%**

（但し、補給率0.5%を併せて実質金利が1.0%を下回らない範囲）

**マルケイ融資制度の内容**

ご融資できる方：常時使用する従業員数が20人（商業またはサービス業に属する事業として営む方  
については5人）以下の方

ご融資額：1,500万円以内      ご返済期間：運転資金7年以内／設備資金10年以内  
利 率：1.60%（平成26年2月1日現在）

マルケイ資金及び補給制度についての詳しいお問合せは鳥栖商工会議所へおたずね下さい。

**平成25年佐賀県の倒産件数は51件、負債総額71億1700万円**

～経営者の皆さん、連鎖倒産への備えは万全ですか～

セーフティ共済（中小企業倒産防止制度）は取引先企業の倒産に伴い、売掛金債権などについて回収困  
難となってしまった場合、取引先に不測の事態が生じた場合に連鎖倒産から守る中小企業を応援する国の  
共済制度です。もしものときの資金調達をしっかりとサポートします。

- ・最高8000万円まで貸付け（掛金の10倍の範囲内）
- ・償還期間は貸付金額煮に応じて設定
- ・共済金の貸付けは無担保・無保証人です。
- ・月額掛金は、月額5,000円～200,000円（5,000円単位）積み立て限度額が800万円に引き上げ
- ・掛金は税法上経費または損金に算入できます。
- ・一時貸付金制度もご利用できます。
- ・早期償還手当金の創設

**◇2月の無料相談日のご案内**

**税務 相談**            2月5日(水) 2月19日(水) 顧問税理士（浦税理士）

**金融 相談**            2月12日(水) 日本政策金融公庫中小企業事業

2月7日(金) 日本政策金融公庫国民生活事業

2月12日(水) 佐賀県信用保証協会

**法律 相談**            2月7日(金) 山下弁護士            2月14日(金) 行政書士会

2月21日(金) 司法書士会            2月28日(金) 県弁護士会

※ どなたでもご相談いただけます。ご希望の方は事前に当所へご連絡ください。